

## 大河ドラマを生かした博覧会準備委員会設置要綱

### (目的)

第1条 令和10年放送予定の大河ドラマを高知県の観光振興に最大限に生かすとともに、ジョン万次郎の精神や功績を後世に引き継いでいく取組を行う博覧会の事業（以下「博覧会事業」という。）の基本的な方針等を検討するため、大河ドラマを生かした博覧会準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成員)

第2条 委員会は、知事が委嘱する委員で組織する。

### (役員)

第3条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は高知県副知事とし、副会長は委員の中から互選により定める。

### (職務)

第4条 会長は、委員会の事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第1回の委員会の招集は、知事が行う。

### (業務の内容)

第6条 委員会は、第1条に規定する目的に沿って、次に掲げる業務を行う。

- (1) 博覧会事業に関する基本計画に関すること。
- (2) 今後設置予定の博覧会の推進組織への検討内容の継承に関すること。
- (3) どっぷり高知旅キャンペーンとの連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大河ドラマを契機とした高知県の観光振興等に関すること。

### (関係者の意見等)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の関係者に関係資料の提出等、必要な協力を求めることができる。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、高知県観光振興スポーツ部観光政策課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条第2号に掲げる推進組織の設立をもって、その効力を失う。